愛媛県報

令和８年10月30日金曜日　第759号

発行　愛　媛　県

◇ 目　　次 ◇

告　　示

○ 行政書士法第14条の規定に基づく処分の実施……（私学文書課）… 684
○ 落札者等の告示……（原子力安全対策課）… 684
○ 鳥獣保護区の存続期間の更新……（自然保護課）… 684
○ 特別保護地区の指定……（　〃　）… 685
○ 特定猟具使用禁止区域の指定……（　〃　）… 685
○ 大規模小売店舗の変更の届出の概要等……（経営支援課）… 686
○ 落札者等の告示……（会計課）… 686
○ 指定障害児通所支援事業者の指定……（東予地方局地域福祉課）… 687
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定……（　〃　）… 687
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止……（　〃　）… 687
○ 建設業者の許可の取消し……（東予地方局管理課）… 687
○ 道路の供用開始（県道蕪崎土居線）……（東予地方局四国中央土木事務所）… 688
○ 道路の区域変更（県道大平砥部線）……（中予地方局管理課）… 688
○ 開発行為に関する工事の完了……（中予地方局建築指導課）… 688

公　　告

○ 採石業務管理者試験の合格者の発表……（土木管理課）… 688

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告　　示

○愛媛県告示第1100号

行政書士法（昭和26年法律第４号）第14条の規定に基づき、次のとおり行政書士の処分を行った。

令和８年10月30日

愛媛県知事　中　村　時　広

1　被処分者

(1)　住所

新居浜市萩生2702番地の２

(2)　氏名

石川正一

(3)　登録番号

第14391040号

2　処分年月日

令和８年10月26日

3　処分の内容

業務の禁止

○愛媛県告示第1101号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和８年10月30日

愛媛県知事　中　村　時　広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
広域飛行可能なドローンを活用した愛媛県原子力防災ドローンシステム追加配備業務一式	愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課 愛媛県松山市一番町四丁目４番地２	令和８年９月24日	株式会社ＮＴＴデータ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号	57,200,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第11条第１項第２号の規定による。

○愛媛県告示第1102号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和８年10月30日

愛媛県知事　中　村　時　広

名　称	区　　域	存続期間	保護に関する指針
奥之院鳥獣保護区	旧川之江市と旧新宮村との境界と三角寺と奥之院を結ぶ	令和８年11月１日	当該区域は、新宮ダム及びその周辺の

	山道との交点を起点とし、ここから同山道をほぼ南に進み、市道上市仲線に出る。ここから同市道をほぼ南に進み、市道奥ノ院市仲線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、奥之院で国道319号に出る。ここから同国道をほぼ東ないし北東に進み、新宮ダムえん堤の延長線との交点に至り、ここから同延長線を南西に進み、同えん堤東端に至る。ここから同えん堤を渡り、市道新宮ダム線との交点に至り、ここから同市道を西に300メートル進み、ここから同ダム最高水位水際線の南側に50メートル離れて同水際線に沿ってほぼ南西に進み、神龍橋南端で同国道に出る。ここから同国道をほぼ西に進み、旧伊予三島市と旧新宮村との境界に至る。ここから同境界をほぼ北西に進み、旧川之江市と旧伊予三島市と旧新宮村との境界の交点に至り、ここから旧川之江市と旧新宮村との境界をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	から令和18年10月31日まで	針葉樹と広葉樹が混在する林相の変化に富む森林を有している地域であり、多種多様な鳥獣の生息地となっていることから鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。
岩屋寺鳥獣保護区	上浮穴郡久万高原町七鳥の県道西条久万線と町道竹谷槇谷線との交点を起点とし、ここから同町道及びこれに続く林道かごばら線をほぼ西ないし北西に進み、同林道の終点に至る。ここから谷沿いの山道をほぼ北西に進み、同町槇谷と嵯峨山を結ぶ山道に至り、ここから同山道をほぼ北に進み、町道引立線に出る。ここから同町道をほぼ西に進み、同県道に出る。ここから同県道を東に進み、西ノ川橋北端に至り、ここから谷に沿って北東に進み、尾根に達し、同尾根を南東に進み、古岩屋に続く谷に至り、ここから同谷を南に進み、島田橋東端で同県道に出る。ここから同県道を南東に進み、町道サキ山線との交点に至り、ここから同町道を南東ないし北西に進み、同県道との交点に至る。ここから同県道を南東に進み、町道竹谷線との交点に至り、ここから同町道を南に進み、同県道に出る。ここから同県道をほぼ南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同　上	当該地域は、広葉樹林と針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。
横吹鳥獣保護区	宇和島市津島町の国有林2018林班と小班、2019林班へ小班、2020林班、2021林班へ、と及びちの各小班並びに2022林班ち、り、ぬ及びれの各小班の区域	同　上	当該地域は、多種多様な鳥類の重要な生息地であることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域を利用する留鳥及び渡り鳥の保護を図る。

○愛媛県告示第1103号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第１項の規定に基づき、次のとおり特別保護地区を指定する。

令和８年10月30日

愛媛県知事　中　村　時　広

名　称	区　　域	存続期間	保護に関する指針
奥之院鳥獣保護区特別保護地区	奥之院鳥獣保護区のうち新宮ダムえん堤西端を起点とし、ここから同区界をほぼ南西に進み、旧伊予三島市と旧新宮村との境界に至り、ここから更に同区界を北に進み、銅山川を渡り、同川左岸に至る。ここから同岸を下流に進み、同えん堤東端に至り、ここから同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日	奥之院鳥獣保護区のうち、特に良好な鳥獣の生息地となっている新宮ダム貯水池水面及び天然林が残る河畔林を特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。
岩屋寺鳥獣保護区特別保護地区	岩屋寺鳥獣保護区の区域のうち、上浮穴郡久万高原町直瀬乙1662番５及び同町直瀬乙1662番６並びに同町七鳥1286番、同町七鳥1442番、同町七鳥1443番、同町七鳥1444番、同町七鳥1466番及び同町七鳥1471番の岩屋寺の所有地の区域一円	同　上	岩屋寺鳥獣保護区のうち、岩屋寺周辺の特に良好な生息環境となっている区域について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。

○愛媛県告示第1104号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和８年10月30日

愛媛県知事　中　村　時　広

名　称	区　　域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
せと風の丘パーク特定猟具使用禁止区域	西宇和郡伊方町志津891番地４にある瀬戸ディファレンシャルＧＰＳ局内送信空中線（高さ47メートル）を中心とした半径400メートルの円内の区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで	銃　　器
田ノ浦特定猟具使用禁止区域	伊予郡砥部町麻生の国道33号と町道麻生三角線との交点を起点とし、ここから同町道を南西に進み、町道川井・三角麻生線との交点に至り、ここから同町道を南西に進み、町道田ノ浦川井線との交点に至り、ここから同町道を北に進み、町道重光田ノ浦線との交点に至る。ここから同町道を北ないし西に進み、町道八倉田ノ浦線との交点に至り、ここから同町道を北に進み、同町と伊予市との境界に通じる山道との交点に至り、ここから同山道をほぼ西に進み、同境界に至る。ここから同境界をほぼ北に進み、重信川左岸堤防との交点に至り、ここから同堤防を南東に進み、同国道との交点に至り、ここから同国道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同　　上	同　　上
北梅本町西岡特定猟具使用禁止区域	松山市北梅本町の県道松山川内線と市道小野８号線との交点を起点とし、ここから同市道を東ないし北に進み、松山市農業指導センター前を経て、同市と東温市との境界に通じる山道との交点に至る。ここから同山道をほぼ北東に進み、同境界を経て、更に同山道を北東に進み、市道西岡１号線に通じる農道に出て、同農道をほぼ南に進み、同市道に出る。ここから同市道を南に進み、市道西岡２号線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、岡八幡宮前を経て、更に同市道を南に進み、同県道に出て、同県道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同　　上	同　　上

○愛媛県告示第1105号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から４月間縦覧に供する。

令和８年10月30日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変　更　前	変　更　後	変更の年月日	届　出年月日
ダイレックス伊予大洲店	大洲市東大洲777番１　外７筆	大規模小売店舗を設置する者	ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 多田　高志	昭和リース株式会社 東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号 代表取締役 泰山　信介	令和６年12月11日	令和８年10月15日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田　高志	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味　肇	令和６年３月１日	

２　意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から４月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から１月間縦覧に供する。

⑴　意見書に記載すべき事項

ア　提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　当該大規模小売店舗の名称

ウ　当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

⑵　提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1106号

次のとおり落札者を決定した。

令和８年10月30日

愛媛県知事　中　村　時　広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
テント型パーティション　2400式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目４番地２	令和８年９月25日	株式会社吉岡商店 兵庫県神戸市兵庫区兵庫町１丁目２番３号	25,795,000円	一般競争入札	令和８年８月18日

○愛媛県告示第1107号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の３第１項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和８年10月30日

愛媛県東予地方局長　加　藤　道　和

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指定年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3851300206	特定非営利活動法人ぷかぷか	愛媛県四国中央市豊岡町大町124番地１	石　川　かおる	保育所等訪問支援	ステップさぽ～と　Ｙｕｉ（唯）	愛媛県四国中央市土居町野田1391番地佐々木ビル	令和８年10月１日

○愛媛県告示第1108号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第１項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和８年10月30日

愛媛県東予地方局長　加　藤　道　和

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指定年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810201214	一般社団法人きざはし	愛媛県今治市山路391番地１	越　智　佐　織	生活介護	おくらの芽	愛媛県今治市山路391番地１	令和８年10月１日
3810500995	サスケＩＴサービス株式会社	愛媛県新居浜市西町１番30号	白　石　光　廣	就労継続支援（Ａ型）	サスケ・アカデミー新居浜	愛媛県新居浜市西町１番30号	令和８年10月１日
3810500995	サスケＩＴサービス株式会社	愛媛県新居浜市西町１番30号	白　石　光　廣	就労定着支援	サスケ・アカデミー新居浜	愛媛県新居浜市西町１番30号	令和８年10月１日
3810501001	サスケＩＴサービス株式会社	愛媛県新居浜市西町１番30号	白　石　光　廣	就労継続支援（Ａ型）	サスケ工房新居浜	愛媛県新居浜市港町２番10号１階	令和８年10月１日
3810601058	サスケＩＴサービス株式会社	愛媛県新居浜市西町１番30号	白　石　光　廣	就労継続支援（Ａ型）	サスケ工房西条	愛媛県西条市大町1699番地３　エストソレイユ紺屋町203	令和８年10月１日

○愛媛県告示第1109号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第２項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和８年10月30日

愛媛県東予地方局長　加　藤　道　和

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3811300585	株式会社四国中央興産	愛媛県四国中央市中之庄町464番地の１	受　川　眞　二	自立訓練（生活訓練）	自立訓練事業所　のびのび	愛媛県四国中央市寒川町760番地	令和８年10月１日

○愛媛県告示第1110号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項第５号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和８年10月30日

愛媛県知事　中　村　時　広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般－３)第16018号	令和３年９月19日	㈲世紀開発	伊藤　明照	西条市朔日市244－３	令和８年９月２日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般－３)第18725号	令和３年10月11日	協周産業㈱	周　明杰	今治市大西町九王甲1710－28	令和８年９月24日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、舗装工事業 水道施設工事業 解体工事業	建設業の廃止（一部）
(般－３)第18738号	令和３年10月22日	前谷	前谷　貴史	四国中央市中曽根町1805－１	令和８年９月28日	建築工事業	建設業の廃止

愛媛県告示第1111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

令和８年10月30日

愛媛県知事　中　村　時　広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	蕪崎土居線	四国中央市土居町蕪崎312番５から 同町蕪崎311番９まで	令和８年10月30日

○愛媛県告示第1112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

令和８年10月30日

愛媛県知事　中　村　時　広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県道	大平砥部線	伊予郡砥部町五本松79番12地先から 同町五本松82番まで	旧	メートル 9.6～17.4	キロメートル 0.080	
			新	14.5～18.3	0.080	

○愛媛県告示第1113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第１項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和８年10月30日

愛媛県中予地方局長　小　山　哲　司

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
８中局建（開）第８号 令和８年10月21日	東温市南方字上砂644番１、字卯日田646番２、字卯日田646番17	松山市井門町373番地１ 株式会社上浮穴産業

公　告

○公　告

採石業務管理者試験の合格者の発表について

令和８年10月９日に実施した採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

令和８年10月30日

愛媛県知事　中　村　時　広

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
2	3	5	7
8	11	12	